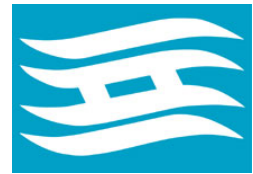


# 兵庫県公報

令和8年6月12日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例（こども政策課）	2
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（建築指導課）	3
○ 兵庫県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例（教育委員会事務局財務課）	3
○ 兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例（監査委員事務局監査第1課）	4

## 公布された法令のあらまし

### ◎職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第26号）

国における特殊勤務手当の運用等に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当である災害応急作業等手当について、大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当の額を別に定める等所要の整備を行うこととした。

### ◎認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、認定こども園の学級編成基準における1学級の園児数等が引き下げられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園に主務保育教諭を置くことができるものとされたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

### ◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の名称を改める等所要の整備を行うこととした。

### ◎兵庫県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により、高等学校等就学支援金の受給資格における保護者等の収入の状況に係る要件の廃止、支給限度額の見直し等の措置（以下「就学支援金拡充措置」という。）が講じられ、教育委員会に対する保護者等の収入の状況に関する事項の届出が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

2 就学支援金拡充措置の実施を踏まえ、私立の高等学校等における授業料の軽減に係る県の補助金を廃止したこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ◎兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、次の関係条例についてこれらの法令の引用条文を改めることとした。

- 1 兵庫県監査委員に関する条例
- 2 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 3 兵庫県公営企業の設置等に関する条例
- 4 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例
- 5 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- 6 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第26号

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第31条の2第2項中「定める額」の右に「(大規模な災害として知事が指定する災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円)」を加える。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項中「450円」の右に「(大規模な災害として県教育委員会が指定する災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円)」を加える。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号の2中「1,080円」を「1,440円」に、「540円」を「720円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の職員条例」という。)、第2条の規定による改正後の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の教職員条例」という。 )及び第3条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の警察職員条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 改正後の職員条例、改正後の教職員条例及び改正後の警察職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例、第2条の規定による改正前の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び第3条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、それぞれ改正後の職員条例、改正後の教職員条例及び改正後の警察職員条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。



認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第27号

認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例

認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表府省令第4条第2項の款中「35人」を「30人」に改め、「指導保育教諭」の右に「、主務保育教諭」を加える。

第4条第1項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に、同項の表第2の二の款中「35人」を「30人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数の基準（満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭が1人であるものに係る当該基準を除く。）については、この条例による改正後の認定こども園の認可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は特定認可外保育施設型認定こども園における1学級の子どもの数の要件については、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第28号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表67の2の部を次のように改める。

67の2 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務

事務	市町
マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく事務のうち、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）

本則の表67の5の部中「第18条第1項」を削り、「受理に関する事務」の右に「であって別に規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第29号

兵庫県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例

(兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第9条第2項中「又は同法第17条の規定による届出」及び「又は届出」を削る。

(本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

第2条 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の30を次のように改める。

30 削除

(個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

第3条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の款(4)の項を削り、同款(3)の2の項を同款(4)の項とし、同款(5)の項中「就学支援金法」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)」に、「保護者等」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の当該生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表2の款(2)の項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

別表第2の1の款(4)の項を削り、同款(3)の2の項を同款(4)の項とし、同款(5)の項中「就学支援金関係情報」を「就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報(以下「就学支援金関係情報」という。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第30号

兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県監査委員に関する条例(昭和39年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)第6条
- (2) 兵庫県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第57号)第6条
- (3) 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成29年兵庫県条例第32号)第5条

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年兵庫県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例の一部改正)

第4条 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例(令和2年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1項中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。